

令和3年3月吉日

お客さま 各位

## ATMの払戻限度額引き下げのお知らせ

平素は、当組合をご利用いただきましてありがとうございます。

昨今、高齢者の方を狙い、警察官や金融機関等を装ってキャッシュカードを騙し取りATMで現金を引き出される特殊詐欺被害が全国的に多発しております。

当組合では、偽造・盗難キャッシュカードの不正利用防止対策として、満70歳以上の方は令和2年12月1日より、キャッシュカードを利用した1日の払戻限度額と振込限度額を50万円に引き下げさせていただいております。

全国的に詐欺被害が、多く発生しており不正利用防止対策として、当組合では、更なる取り組みとして、以下の対象となるお客様について、キャッシュカードによる払戻限度額の引下げを実施させていただきます。

大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 対象となるお客さま（個人及び個人事業主の方）

満70歳以上のお客さま

過去3年間ATMでのキャッシュカードによる「お引出し」のご利用のないお客様

- 利用限度額の引き下げ内容について

キャッシュカードを利用したATMでの一日あたりの払戻限度額を10万円に引下げさせていただきます。

- 開始時期

令和3年4月1日（木曜日）

\*以後、毎月20日頃までに前月末時点で上記対象のお客さまに対して実施します。

- その他

対象となるお客さまで限度額の変更を希望される場合は、お手数ですが、お取引店に申し出ください。その際には、カード、又は通帳とご本人確認資料及びお届けのご印鑑をお持ち願います。

詳しくはいとしん職員または窓口までお気軽にお尋ねください